

○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等

平成24年4月1日
土浦市告示第89号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動について規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

市の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）として定められた全域

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分 時間の区分	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	60 デシベル

備考

1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に定める区域とする。

(1) 第1種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

2 次に掲げる敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

付則（平成28年3月30日土浦市告示第50号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。